金沢市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成29年３月28日決裁）

（目的及び設置）

第１条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、金沢市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 別表に掲げる構成機関等（以下「構成機関等」という。）による紛争の防止や解決を図る事案の共有

(2) 構成機関等が対応した相談に係る事例の共有

(3) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備

(4) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有・分析

(5) 構成機関等による紛争の解決に向けた協議

(6) 障害の特性の理解のための研修・啓発、障害を理由とする差別の解消に資する

　取組の周知・発信

(7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、構成機関等をもって組織する。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という）は、構成機関等からの出席者をもって構成する。

２　会議に、議長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

３　議長は、会議を主催し、協議会を代表する。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、福祉局障害福祉課において処理する。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 構成機関等 |
| 行政 | 金沢公共職業安定所  石川県金沢中警察署  石川県金沢東警察署  石川県金沢西警察署  金沢市福祉局障害福祉課  金沢市障害者施策推進協議会 |
| 教育 | 金沢市小学校校長会  金沢市中学校校長会 |
| 福祉 | 金沢市民生委員児童委員協議会  特定非営利活動法人アイメイトクラブ石川 |
| 事業者 | 一般社団法人金沢市観光協会  金沢商工会議所  西日本旅客鉄道株式会社金沢支社  公益社団法人石川県バス協会  一般社団法人石川県タクシー協会  金沢個人タクシー協同組合  金沢市旅館ホテル協同組合 |
| 法曹 | 金沢弁護士会 |